

事前評価調書

I 事業概要								
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）							
地区名	一般国道 155号 <sup>きょうまち</sup> （京町工区）							
事業箇所	<sup>せと</sup> 瀬戸市 <sup>きょうまち</sup> 京町							
事業のあらまし	<p>一般国道155号は、<sup>とこなめし</sup>常滑市を起点に、<sup>かりやし</sup>刈谷市、<sup>とよたし</sup>豊田市、<sup>せと</sup>瀬戸市、<sup>いちのみやし</sup>一宮市など県内主要都市を環状に結び、<sup>やとみし</sup>弥富市に至る幹線道路である。本事業箇所の西には瀬戸市役所があり、瀬戸市の中心市街地にあたり多くの自動車及び歩行者の通行がある。しかしながら、本事業箇所は蛇行した線形で見通しが悪く、自動車同士の衝突事故も発生しており、安全性が確保されていない状況にある。</p> <p>こうした背景から、本事業は視距改良を行うことにより、交通事故の削減及び歩行者等の安全確保を図るものである。</p>							
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通事故の削減</p> <p>【副次目標】</p> <p>-</p>							
事業費	事業費		内訳					
	2.0億円		■工事費 0.4億円、■用補費 1.2億円、■その他 0.4億円					
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2025年度	完成予定年度	2026年度		
	度		度		度			
事業内容	延長：L=0.2km、幅員：W=12m							
II 評価								
①事業の必要性	1) 必要性	<p>○交通事故の削減</p> <p>・当該路線の交通事故発生状況は、2017年から2020年までの4か年で34件発生しており、同期間の平均死傷事故率は140件/億台キロと高い水準となっている。</p>						
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>交通事故等の削減のため、事業実施の必要性が高い。</p>					
②事業の実効性	1) 事業計画							
	工種区分		2022	2023	2024	2025	2026	合計
		調査設計	←————→					
		用地補償		←————→				
本工事				←————→				
事業費（億円）		2.0				2.0		

2) 地元の合 意形成	・地元からの要望があり、事業実施に対する合意形成は図られている。	
判定	<b>A</b>	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 円滑な事業推進に向けた環境が整っており、事業の実行性が確保されている。	
Ⅲ 対応方針		
<b>事業実施が 妥当である</b>	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後 年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の発生状況の変化</li> </ul>		